

## 診療情報連携体制整備加算2について

当院は、電子資格確認を行う体制を有し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

(1) 医療費のオンライン請求を導入しています。

請求手続きが迅速かつ正確に行われ、請求の透明性とスピードが向上します。

(2) オンライン資格確認を行っています。

患者様の保険資格の確認が迅速に行え、受付がスムーズになります。

(3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。

他院処方データや特定健診データなどを活用し、診療に役立てます。

(4) 電子処方箋を発行する体制を有しております

紙の処方せんを受取が必要なくなり、処方内容が薬局と共有化されることによってスムーズなお薬の受け取りが期待できます。

(5) 今後、電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を整えていく予定です。

電子カルテ情報共有サービスとは、「傷病名」「感染症」「薬剤禁忌」「アレルギー」「検査」「診療情報提供書」「退院時サマリー」「健康診断結果報告書」の情報が電子カルテを通じて共有される仕組みです。多くの医療情報が共有化されることになり、医療の質の向上が期待できます。

(6) マイナンバーカードの健康保険証の利用率に関し、今後一定以上の割合を保って参ります。

(7) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。

当院は診療情報連携体制整備加算2として初診時9点、再診時2点を算定いたします。

院長



なりた泌尿器科・内科クリニック

Narita Urology & Internal medicine Clinic